

## 鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成19年3月26日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆

### 第1 監査の概要

#### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

#### 2 監査対象事務

行政財産使用料の減免

#### 3 監査対象事務の選定理由

県では多数の行政財産を所有しており、その適正な管理は、各機関の重要な業務の一つとなっている。しかし、例年の定期監査において、行政財産の使用許可の際に、使用料等の徴収の遅延や減免理由の適用の誤りなどの事例が見受けられるところであり、特に、平成17年度に実施した平成16年度決算に係る定期監査において、行政財産使用料の減免について減免取扱基準の適用を誤るなど不適正な事務処理が多く見受けられた。

このため、行政財産使用料の減免手続について、減免手続が適正に行われているか、行政財産使用料の適正な確保がなされているか等について監査を実施することとした。

#### 4 実施期間

平成18年10月から平成19年1月までの間に実施した。

#### 5 監査の対象及び対象機関

##### (1) 監査の対象

平成18年度（平成18年10月31日までに許可したもの）を中心とする行政財産の使用許可に係る使用料の減免事務。

なお、平成17年度以前に平成18年度分を含む複数年の使用許可を行っている場合において、平成18年度使用料が減免されているものについては、これを含む。

##### (2) 監査対象機関

知事、教育委員会、公安委員会及び病院事業管理者の所管する機関

#### 6 実施方法

すべての監査対象機関に対して予備調査（各機関の使用料減免に係る実態調査）を実施したのち、次の監査対象18機関について、関係書類と現場の状況を調査し、関係者の説明を聴取する等の方法により、実地監査を実施した。

##### (1) 予備調査を実施した機関 102機関

知事部局 59機関、企業局 2機関、  
病院局 2機関、教育委員会 38機関、  
警察本部 1機関  
〔総合事務所については、局単位で調査を実施した。〕

(2) 実地監査を実施した機関 18機関

・知事部局 15機関

管財課、東部総合事務所（県民局、生活環境局、農林局）、八頭総合事務所（県民局）、中部総合事務所（県民局、生活環境局、農林局、県土整備局）、西部総合事務所（県民局、福祉保健局、生活環境局、農林局、県土整備局）及び日野総合事務所（県民局）

・企業局 1機関〔西部事務所〕

・教育委員会 2機関〔鳥取東高等学校、日野高等学校〕

7 監査の着眼点

- (1) 使用料減免手続きは適正に行われているか
- (2) 行政財産使用料減免取扱基準等の適用に誤りはないか
- (3) 使用料減免の取扱いの公平性は確保されているか
- (4) 使用料減免の額の算定に誤りはないか
- (5) 使用料減免に関連したその他の検討すべき事項はないか

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	いし ざし ひで お
	石 差 英 旺
監査委員	いの うえ たえ こ
	井 上 耐 子
監査委員	うえ むら ただ ふみ
	上 村 忠 史
監査委員	ふく ま ゆ たか
	福 間 裕 隆

第2 監査の結果及び意見

1 使用料減免手続の適正な執行について

- (1) 使用料減免の前提となる使用許可の手続は適正に行われているか

行政財産の使用許可手続については、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号。以下「公有財産規則」という。）に規定されており、行政財産の使用許可は、行政財産を使用しようとする者が、行政財産使用許可申請書を知事に提出し、それに対して行政財産使用許可書を交付することにより行われる。

[監査の結果]

管財課は、財団法人鳥取県情報センターに対して議会棟別館の1階部分の一部(737.59平方メートル)を、事務室や電子計算機室等として使用することを許可している。しかし、受付奥の会議室部分(19.8平方メートル)については、行政財産の使用許可手続が行われないうまま使用されていた。

管財課は、県庁第1庁舎、第2庁舎等に入居している41団体・個人に対し、事務室等として庁舎を使用することを許可している。このうち4団体・個人は4月以降の申請となっているが、事務処理については、ほかの団体・個人と併せて6月にまとめて起案し、4月1日に遡って使用を許可していた。

また、西部総合事務所福祉保健局では14日、企業局西部事務所では7日遡って使用を許可している事例があった。

中部総合事務所県民局は、倉吉郵便局に対し郵便差出箱設置のために土地の使用を許可しており、申請書記載の面積(0.25平方メートル)をそのまま使用面積としていたが、改めて実測したところ0.56平方メートルであり大幅に異なっていた。

また、鳥取東高等学校は、選挙ポスター掲示板の設置に係る土地の使用許可申請に当たり、掲示板の横幅に奥行きを掛けて使用面積とすべきところを、申請者が誤って横幅に高さを掛けた面積で申請していたものについて、その誤った面積のまま使用を許可していた。

なお、いずれの事例も使用料は全額免除に該当する事例であったため、使用料に影響はなかった。

土地の使用許可では、使用料の算定は1平方メートル当たりの年額で算出することになっている。し

かし、中部総合事務所県民局は、プレハブ倉庫設置のための土地の使用許可において、年間の使用料が23,359円であるにもかかわらず、建物の使用許可の場合の算定方法（1月単位で算定）と取り違い、それを更に12倍した金額280,308円を使用料としていた。

[正]  $3,337\text{円} / \text{m}^2 \times 7\text{m}^2 = 23,359\text{円}$

[誤]  $3,337\text{円} / \text{m}^2 \times 7\text{m}^2 \times 12 = 280,308\text{円}$

なお、この事例も使用料は全額免除に該当する事例であったため、使用料に影響はなかった。

#### [意見]

行政財産の使用許可手続は、使用許可に係る条例、規則等をよく理解した上で、まず申請書の内容を審査・確認することから始まる。申請書に記載されている内容を添付書類により確認することはもちろんであるが、原則として現地を確認することが必要である。

現地を確認することは、新規許可では当然のことであるが、継続許可分についても同様である。現地の状況の変化、当初許可時における何らかの見落とし等も考えられるので、現場を再確認するなど新規許可の場合と同程度の注意を払う必要がある。

各機関は、行政財産の使用許可に当たっては、新規許可分はもちろんのこと継続許可分についても、申請書類や現場をよく確認の上事務処理を行われたい。

各機関は、行政財産の使用許可手続を行う場合、鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号。以下「使用料条例」という。）公有財産規則、その他の要領、通知に基づいて事務処理を行っている。その際、これらが網羅的に掲載されている「鳥取県公有財産例規集」（平成15年4月管財課発行。以下「例規集」という。）を事務処理のよりどころとしてよく活用している。しかし、この例規集は発行以来4年近くたっており、その間の条例等の改正や新たな通知等が反映されていない。管財課は早急に例規集の整備を行われたい。

監査をする中で、各機関から、土地に対する使用料の算定が難しいという意見が寄せられている。これは、土地に対する行政財産使用料は「基準額」に使用面積を乗じるなどして算出することになっているが、この「基準額」の算出に当たっては、固定資産税仮評価額を市町村に問い合わせたり、国税庁の通達を参照する必要があるなど、事務が煩雑であることもその要因であると思われる。管財課は、例規集の整備に当たってはこれらについて事務の流れを分かりやすく示したり、参照すべき通達等も掲載するなどの工夫をされたい。

また、行政財産の使用許可に係る規定や取扱いを周知する手法としては、財務会計等において行われているようにデータベースを構築し、この中で例規集や各機関からの問合せ事項とそれに対する回答を集積した質疑応答集（Q & A）を整備することにより、迅速な周知が可能と思われる。管財課は、関係する事務手順や例規等を収録したデータベースの構築についても検討されたい。

監査の結果で示したような手続上の誤りについては、管財課を除く各機関においては財産に関する事務が日常的なものではないため、事務の習得が十分でないこともその要因として考えられる。管財課は、例規集の整備、データベースの構築に併せて、全庁的な財産事務の研修についても検討されたい。

#### (2) 使用料減免の手続は適正に行われているか

行政財産使用料の減免手続については、使用料条例に基づき公有財産規則に定められている。さらに、その具体的な取扱いは行政財産使用料減免取扱基準（昭和47年4月1日付発総第86号総務部長通知。以下「減免取扱基準」という。）教育財産使用料減免取扱基準（昭和47年11月21日付発教総第428号総務部長、教育長通知。以下「教育減免基準」という。）等に定められている。

#### [監査の結果]

東部総合事務所生活環境局及び企業局西部事務所は、行政財産使用料の減免手続において、その伺いに減免取扱基準により減免する旨の記載はしていたが、具体的な適用条項を記載していなかった。

八頭総合事務所県民局は、庁舎内の食堂の使用許可については減免取扱基準の7（いわゆる知事特認）により全額免除する旨を伺っているが、減免取扱基準の8で規定されている冷暖房加算部分については、全額免除しているにもかかわらず減免の伺をしていなかった。

参考〔行政財産使用料減免取扱基準〕(抜粋)

7 県の事務の執行上知事が特に必要と認めるとき。……………減免率別に定める。

8 上記の規定にかかわらず、冷房又は暖房に係る額については減免しないものとする。ただし知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。……………減免率別に定める。

〔意見〕

使用料減免の手続は許可手続と並行して行われるものであり、(1)で述べた使用許可手続のそれぞれの意見が減免手続においても当てはまるものである。

各機関は、減免の手続においても、使用許可の手続と同様の注意を払って事務を行われたい。

## 2 行政財産使用料減免取扱基準等の適用について

### (1) 公共団体に対する行政財産使用料減免取扱基準の適用に誤りはないか

公共団体に対する行政財産使用料の減免については、行政財産使用料減免取扱基準に、次のように記載されている。

〔行政財産使用料減免取扱基準〕(抜粋)

1 他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するため使用させるとき。

……………減免率 10/10

〔監査の結果〕

西部総合事務所県民局は、米川土地改良区からの事務室等の使用に係る行政財産使用料の減免申請に対し、当該団体に対しては郡役所当時から庁舎を無料で使用させていること、また、当該団体が総合事務所建設時に建設費の一部を負担したという理由から減免取扱基準の7を適用して全額免除していた。しかし、土地改良区は公共団体に位置づけられているため、減免取扱基準の1を適用して全額免除を行うべきものである。

〔意見〕

各機関は、減免取扱基準の適用に当たっては、団体の性格を正しく把握して、適正な条項を適用されたい。

### (2) 便宜の供与を認められている団体に対する行政財産使用料減免取扱基準の適用に誤りはないか

便宜の供与を認められている団体に対する行政財産使用料の減免については、行政財産使用料減免取扱基準に、次のように記載されている。

〔行政財産使用料減免取扱基準〕(抜粋)

2 法令の規定に基づき公有財産の利用等につき、便宜の供与を認められている団体に使用させるとき。

(1) 職員の厚生福利団体の事務所に供するとき。……………減免率 10/10

(2) 上記団体の運営にかかる県職員等の厚生福利施設として使用するとき。……………減免率 10/10

〔監査の結果〕

管財課、東部総合事務所県民局及び中部総合事務所県民局は鳥取県土地開発公社からの事務室の使用に係る行政財産使用料減免申請に対し、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に便宜供与の規定があることから減免取扱基準の2を適用し、全額免除している。

一方、西部総合事務所県民局は減免取扱基準の7を適用している。

参考〔公有地の拡大の推進に関する法律〕(抜粋)

第26条 地方公共団体の長その他の執行機関は、土地開発公社の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で土地開発公社の利用に供することができる。

〔意見〕

減免取扱基準の2では職員の厚生福利団体の事務所に供するとき等に限定しているが、法令の規定に基づくものは職員の厚生福利団体に係るものだけではないので、管財課は、この特定団体に限定している規定については削除する方向で見直しを図られたい。

### (3) 県が出資し、又は補助金を交付している団体に対する行政財産使用料減免取扱基準の適用に誤りはないか

いか

県が出資し、又は補助金を交付している団体に対する行政財産使用料の減免については、行政財産使用料減免取扱基準に、次のように記載されている。

〔行政財産使用料減免取扱基準〕(抜粋)

3 公益を目的として設置された団体で県が出資し、又は補助金を交付している団体に使用させるとき。

(1) 出資又は補助金が団体予算の30パーセント未満のとき。……………減免率 1/3

(2) 出資又は補助金が団体予算の30パーセント以上60パーセント未満のとき。……減免率 1/2

(3) 出資又は補助金が団体予算の60パーセント以上のとき。……………減免率 2/3

〔監査の結果〕

減免率決定の基礎となる県補助金額の算定誤りの事例

管財課では、県庁舎に入居している公益を目的として設置された団体に対する減免率の算定において、県補助金の団体予算に対する割合を算定すべきところ、県以外からの補助金を含む補助金全体の割合を算定したため、割合が本来の数値よりも大きくなっている事例が3例あった。

<社団法人鳥取県緑化推進委員会の事例>

〔正〕1,420千円(県補助金) / 16,654千円(団体予算) × 100 = 8.5% 減免率 1/3

〔誤〕4,900千円(補助金全体) / 16,654千円(団体予算) × 100 = 29.4% 減免率 1/3

しかし、いずれの事例においても減免率を決める割合の範囲内であったため、減免率は変わらなかった。

分子を県出資金、分母を団体予算で算定していた事例

管財課は、財団法人鳥取県情報センターの減免率を算定するに当たり、分子に県からの出資金を、分母に団体予算を当てはめて減免率を計算していた。このため、当該団体に対する出資割合(基本財産に占める県出資額の割合)50パーセントを適用して2分の1免除とすべきと思われるが、3分の1の減免率を適用していた。

〔出資割合による算定〕

50千円(県出資金) / 100千円(基本財産) × 100 = 50.0% 減免率 1/2

〔県出資金と団体予算による算定〕

50千円(県出資金) / 1,978,609千円(団体予算) × 100 = 0.0025% 減免率 1/3

また、西部総合事務所県民局においても、鳥取県住宅供給公社の減免率算定に当たり前述の鳥取県情報センターと同様の計算をしていた。このため、当該団体に対する出資割合(100パーセント)でいけば3分の2免除とすべきと思われるが、団体予算に対する県出資額の割合(0.1パーセント)により、3分の1の減免率を適用していた。

県出資金と県補助金のいずれも受けている場合の事例

西部総合事務所県民局は、県出資金と県補助金のいずれも受けている団体に対する減免率の計算に当たって、県の出資割合でいけば3分の2免除となるところを、県補助金の団体予算に対する割合で計算して3分の1の減免率を適用していた。

<財団法人鳥取県農業開発公社>

〔出資割合による算定〕

1,000千円(県出資金) / 1,000千円(基本財産) × 100 = 100% 減免率 2/3

〔県補助金と団体予算による算定〕

34,094千円(県補助金) / 518,210千円(団体予算) × 100 = 6.6% 減免率 1/3

また、日野総合事務所県民局においても同じ事例があった。

〔意見〕

減免取扱基準の3では減免の条件として「出資又は補助金が団体予算の30パーセント未満のとき。…減免率 1/3」というように定められている。この表記でいけば、分子に出資金を当て、分母に団体予算

を当てる計算も可能なようになっているが、その計算結果は意味のないものであると思われる。また、出資金と補助金のいずれも受けている団体に対してはどちらの割合を適用すべきかについては規定がない。このように、減免率取扱基準の3は規定の仕方が不明確であるので、管財課は、規定の仕方を明確にされたい。

(4) 職員等の県有施設敷地内駐車に対する減免は適正に行われているか

[監査の結果]

学校や警察を含む県職員等を対象にした、職員等の県有施設敷地内駐車に関する取扱要領（平成17年3月30日付第200400022309号総務部長通知）の別表（資料参照）の減免する事由の1では、「出張時に自家用車を移動手段とする承認手続きが取られている職員で、自家用車による出張が業務上又は職務上日常的に必要となる場合。減免率1/2」と規定している。鳥取東高等学校の教職員（非常勤職員を除く。）は、73名がその事由で2分の1減免で使用許可を受けていた。そのうち4名を抽出して平成18年4月から平成18年11月までの出張記録を確認したところ、自家用車による出張日数は、8ヶ月でそれぞれ26日、14日、9日、2日という状況であった。4人の中で出張回数が最も多かった者（管理職）は1月当たり3.3回になるが、最も少なかった者（教諭）は1月当たり0.25回という頻度であった。

[意見]

鳥取東高等学校のような事例は他の高等学校でも想定されうることである。この実態は、日常的に必要というにはあまりにも少ないと思われる。減免事由に定められている日常的に必要という要件は必ずしも実態と合っていないので、管財課は規定の仕方を再検討されたい。

管財課は、職員等の県有敷地内駐車に関する具体的な事務処理について、学校現場からの問合せを中心に質疑応答という形でまとめている。しかし各機関に対しては通知されていない。

管財課は、事務処理の統一化を図るためにも、各機関に対して速やかに周知を図られたい。

(5) 行政財産使用料減免取扱基準等の基準の定め方は明確であるか

[監査の結果]

減免取扱基準の3では、県が出資し、又は補助金を交付している団体に対する減免について定められているが、(3)の監査結果で述べたとおり、県出資金と県補助金のいずれも受けている団体に対しては2通りの減免率がありうるなど、減免率の適用の取扱い等が不明確となっている。

減免取扱基準の7の知事特認及び減免取扱基準の8の冷暖房加算については、それぞれ「減免率別に定める。」と規定しているが、現時点において定められていない。

教育減免基準の3では減免率について「別に定める率」と規定しているが、現時点において定められていない。

参考〔教育財産使用料減免取扱基準〕(抜粋)

3 公益を目的として設置された団体で県が出資し、又は補助金を交付している団体に使用させるとき。（減免率）別に定める率

[意見]

減免取扱基準及び教育減免基準において基準の定め方が不明確であったり、別に定めることとなっている減免率が定められていない項目があるので、管財課及び教育委員会は、それぞれ明確にされたい。

3 使用料減免の取扱いの公平性の確保等について

(1) 使用料減免の取扱いは公平に行われているか

[監査の結果]

食堂及び売店として県有施設を使用する場合の使用料の減免については、県庁舎や総合事務所では、来庁者の利便施設としてまた職員の厚生福利施設として利用されることから減免取扱基準の7の知事特認で全額免除としている。しかし、高等学校の場合は、教育減免基準の5により、知事特認でPTAが使用する場合は全額免除、業者が使用する場合は2分の1免除としている。

県職員等が県有地等を駐車場として使用する場合、その県有地等が行政財産であるときは職員等の県有施設敷地内駐車に関する取扱要領によって、また普通財産であるときは職員駐車場設置・管理要領平

成15年10月6日付管財第521号総務部長通知)によって取り扱われている。この取扱いにおいて、駐車する県有地等が行政財産又は普通財産の別によって、使用許可対象者(利用資格)に次のような差が生じている。

[行政財産を駐車場とする場合]

(職員等の敷地内駐車に関する取扱要領)

第4条 使用許可の対象となる職員等は、(略)居住地から勤務地までの距離が2 km以上の者とする。(以下略)

[普通財産を駐車場とする場合]

(職員駐車場設置・管理要領)

第6条 職員駐車場を利用できる者は、居住地から通勤距離が5キロメートル以上の職員とする。(以下略)

[意見]

業者が、食堂及び売店として県有施設を使用する場合の使用料の減免については、県庁舎や総合事務所を使用する場合(全額免除。なお、県庁舎の売店については、平成18年度に公募を行い、売店事業実施事業者から使用料の全額支払いの提案があったため、減免していない。)と、高等学校を使用する場合(2分の1免除)で減免率に差が生じている。しかし、業者は食堂等の利用者が限定されている中で価格設定や地産地消のメニューに配慮しており、経営は非常に厳しい状況である。特に学校の食堂や売店は利用者が生徒であることから、低廉な価格設定が行われているため収益が低くなっている状況である。

については、教育委員会はこれらのことを勘案し、業者が使用する場合も全額免除の取扱いができないか検討されたい。

食堂及び売店に係る使用料の減免については、減免取扱基準、教育減免取扱基準のいずれも知事特認で減免しているが、総合事務所や学校等で共通する事項であるため、知事特認ではなく、独立した減免基準の項目を設定し、その中で定めるべきではないかと考える。管財課及び教育委員会はこの点についても検討されたい。

行政財産と普通財産では、居住地から勤務地までの距離によって、駐車場を使用(利用)できる者の範囲が異なっているが、行政財産と普通財産でこのような差を設ける合理的な理由はないように思われる。管財課は、両者の取扱いを統一することを検討されたい。

#### 4 使用料減免の額の算定について

##### (1) 減免に係る使用料の算定に誤りはないか

[監査の結果]

管財課は財団法人鳥取県情報センターに駐車場として土地の使用許可を行っているが、次のとおり許可面積の算定を誤ったため、使用料が過大な徴収となっていた。

駐車場の使用料の算定に当たり、5台分の駐車場用地として5台連続した場所の申請が出ていた(46.0㎡=9.2㎡×5区画)。しかし、当該財団が平成17年度までは3台分と2台分で別の場所を使用する使用許可を受けていたことから、管財課、は添付図面や現地の確認を十分行わず、従来どおり3台分(28㎡ 27.6㎡=9.2㎡×3区画)と2台分(19㎡ 18.4㎡=9.2㎡×2区画)に分割して面積を算出し、合計47平方メートルとしていた。しかし、平成18年度は5台連続した場所を使用しているため、使用料算定のための面積は46平方メートルとすべきところを従前の47平方メートルとしたため、1平方メートル分の使用料5,283円を過大に徴収していた。

[意見]

今回の誤りは、1(1)の監査の結果でも述べたとおり、申請書の添付図面や現地の状況の確認が不十分であったことから生じている。

各機関は、継続許可に当たっても、添付図面や現地の状況を適宜確認するなどして、適正な事務の執行を心掛けられたい。

## 5 使用料減免に関連したその他の検討事項について

### (1) 国の機関に対する減免手続は適正に行われているか

#### [監査の結果]

国が使用する地方公共団体の財産等に関する使用料について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第24条では、「国が地方公共団体の財産又は公の施設を使用するときは、当該地方公共団体の定めるところにより、国においてその使用料を負担しなければならない。但し、当該地方公共団体の議会の同意があったときは、この限りでない。」と規定されており、国に対して使用料の支払いを義務付けている。

西部総合事務所生活環境局は、中国管区警察局の無線通信施設としての土地の使用許可申請に対し、許可の原則どおり使用料条例に基づく使用料を計算し、それを納付することを条件として使用許可していた（減免措置は講じていない。）。しかし、以下に列挙するように、他の部局では減免取扱基準の1又は減免取扱基準の7を適用して全額を免除している事例があった。

#### [減免取扱基準の1を適用しているもの]

- ・中部総合事務所県土整備局...中国四国農政局東伯農業水利事業所に対する国営小田股ダム建設工事に係る築堤材仮置場としての土地の使用許可外3件
- ・日野総合事務所県民局...国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所に対する菅沢ダムの管理の高度化等を目的にした光ケーブル添架用の電柱設置のための土地の使用許可

#### [減免取扱基準の7を適用しているもの]

- ・中部総合事務所農林局...中国四国農政局東伯農業水利事業所に対する国営東伯農業水利事業に伴う用水管路敷設のための土地の使用許可

#### [意見]

地方財政法は、地方財政の健全性を確保するために定められている法律であり、同法第24条では国に対して使用料の支払いを義務付けているものである。国に対する行政財産使用料は無条件に減免されるものではなく、同法第24条ただし書にあるように、公益上必要であると判断し、議会の議決を経た場合には減免できることになっている。なお、個々の議決に代え、条例で包括的に規定することが直ちに違法とは解されないという考え方もある。管財課は国の機関に対する減免について、地方財政法の規定等を踏まえて検討されたい。

### (2) 行政財産の本来の用途又は目的を妨げるような使用許可をしていないか

#### [監査の結果]

各総合事務所の職員の執務面積と、総合事務所に入居している団体の職員の執務面積を比較すると、団体が使用している面積には会議室等として使用する部分も含まれているとはいえ、概ね総合事務所職員の執務面積の方が狭かった。特に中部総合事務所や西部総合事務所においてその傾向が強く、会議室の確保や内部協議の場所の確保にも苦労している状況であった。

なお、鳥取県職員労働組合については、労働協約により庁舎及び施設等の一部を事務所として使用することが認められていたが、そのほかの団体についてはそういう取り決めはなかった。

#### [意見]

行政財産の使用許可は、行政財産本来の用途又は目的を妨げない限度で認められるものであり、その使用許可の範囲は、公有財産規則第10条第4号に、「国、他の地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。」と定められている。

中部総合事務所及び西部総合事務所は、入居している団体について、県の業務との関連性、総合事務所に事務所を構える必要性等についても勘案し、総合事務所の本来の行政目的を果たすことが困難となるような状況が続くようであれば、既に入居している団体に対して十分に説明の上、移転について理解を求めることも検討されたい。

### (3) 県の機関相互の取扱いは適正に行われているか

#### [監査の結果]



中部総合事務所では、県営加勢蛇西地区畑地帯総合整備事業に伴う農業用水管路埋設のため、中部総合事務所の農林局所管の総合事務所長から同じ中部総合事務所の県土整備局所管の総合事務所長に対して行政財産の使用許可の申請行為がなされ、それに基づいて部外者に対するものと同様に使用を許可していた。

なお、管財課は、部局からの公有財産の使用に係る手続については、使用についての「申請」とこれに対する「承認」という往復文書で処理している。

#### [意見]

総合事務所内の異なる部局相互間の行政財産の使用に係る手続は、いわば内部手続であり、申請・許可の手続は本来不要と思われる。しかし、財産の所管が異なる部局が使用するため、その経緯を書類で残しておく意味において何らかの手続は必要と思われる。

管財課は、このような場合の手続の方法を速やかに定められたい。

### 第3 総括的意見

監査結果に基づく意見については、第2の監査の結果及び意見において述べてきたところであるが、特に強調しておきたい意見は、次の3点である。

#### 1 行政財産使用料の減免に係る規程等の整備について

行政財産を含む県有財産は、県民の税金で取得された貴重な県民の財産であり、その管理は法令等に基づいて適正に行われなければならないものである。

しかし、行政財産使用料の減免に係る事務処理を行う基準として定められている減免取扱基準には、減免率の規定の仕方が不明確であったり、他の法令等との整合性がとれていないといったようなことがあった。

さらに、財産関係の例規集が4年近くもの間、未整備のままであり、また事務処理に係る質疑応答集(Q & A)等を収録したデータベースが未構築であった。

このため、事務処理を行う担当課が詳細な事務手続を確認しようとしても容易に確認できないということが現在も続いている状況である。

このようなことから、行政財産使用料の減免に係る事務処理に誤りが多く発生しているものと思われる。

については、管財課は、このたび改正された地方自治法やその他の関係法令との整合性を図るよう、減免取扱基準をはじめとする全ての関係規程等を早急に見直して整備されたい。また、それらの関係規程を分かりやすく編集し、職員が使いやすい例規集として整備するとともに、財務会計等で行われているような事務手順や例規等を収録したデータベースの構築について、速やかに取組まれたい。

#### 2 行政財産使用料の減免を含む適正な財産管理事務の執行に係る研修の実施について

職員にとっては、行政財産に係る事務が日常的でないこともあって、事務処理手続の遅延、使用面積や使用料減免額の算定間違いなど基本的なことについての単純な誤りが多く見受けられた。

これは、県有財産を取扱う職員の財産管理の重要性の認識が十分でないということ及び事務処理に係る研修の機会が今まであまり設けられていなかったということに起因するものと思われる。

については、管財課は、県有財産を取扱う職員に対して、財産管理の重要性の啓発も含めた財産管理事務の適正な執行についての研修を実施されたい。

#### 3 財産管理の推進に向けた体制の強化について

現在の厳しい財政状況の中にあって、県の行財政に占める財産管理の重要性は、今後、益々高まっていくものと思われる。

しかしながら、財産管理に係る本県の方針を定めて、それを推進していくべき主管課である管財課の業務体制は、現在のままでは必ずしも十分であるとは言えないものとする。

については、県は、管財課が財産管理を所管する司令塔として、その役割を十分に果たし円滑な業務の推進ができるよう、体制の強化について検討されたい。

職員等の県有施設敷地内駐車に関する取扱要領（抄）

（平成17年3月30日第200400022309号総務部長通知）

（別表）

減免する事由	要件	減免率
1 出張時に自家用車を移動手段とする承認手続きが取られている職員で、自家用車による出張が業務上又は職務上日常的に必要となる場合	公用車が配備されていないか配備されていても利用が困難な所属で、次の要件のいずれかに該当し、自家用車による出張を余儀なくされる場合。 複数の用務地での連続した出張業務、又は限られた時間内で処理が必要となる出張業務等が多く、公共交通機関の利用では、多くの移動時間が必要となり又は移動が困難なため通常業務に支障をきたす職員 公共交通機関では、緊急時の対応が困難と認められる職員	1/2
2 勤務形態（ローテーション勤務等）により、公共交通機関が利用しがたい場合	病院、入所型福祉施設等の所属で勤務形態が一般職員と異なっており、かつ夜間、早朝勤務などが日常的にあり、公共交通機関による通勤が困難な職員。	
3 身体的理由等により自家用車での通勤がやむをえない場合	公共交通機関の利用では身体的な負担が大きく、自家用車による通勤手段を確保する必要がある職員。	
4 通勤手段として勤務先官公署への公共交通機関が確保できない場合（通勤不能者など）	勤務地が地理的に不便な場所にあり、公共交通機関を利用した場合、勤務地の最寄駅・バス停から勤務先までの距離が遠く、始業時間に間に合わない職場、または、通常の退庁時間帯における公共交通機関での退庁が困難な職場。	10/10
5 その他	個別協議	別途

参考1 部局別減免状況

（平成18年10月末現在、単位：件）

使用区分 部局	事務所	食堂・ 売店	団体の 駐車場	自販機	看板・ 標識	倉庫・ 小屋	通路・ 水路	その他	合計	職員等 に係る 駐車場	
	知事部局	(26) 85	(12) 12	( 8) 30	(3) 3	(15) 17	(12) 22	(8) 9	(33) 43		(117) 221
内	防災局	(0) 1							(0) 1		
	総務部	(20) 63	(7) 7	( 8) 30	(1) 1	(9) 9	(12) 22	(8) 8	(17) 22	( 82) 162	( 2) 18
	文化観光局	(1) 3				(1) 1			(6) 6	( 8) 10	
	福祉保健部	(2) 6	(2) 2			(3) 4			(2) 2	( 9) 14	( 51) 173

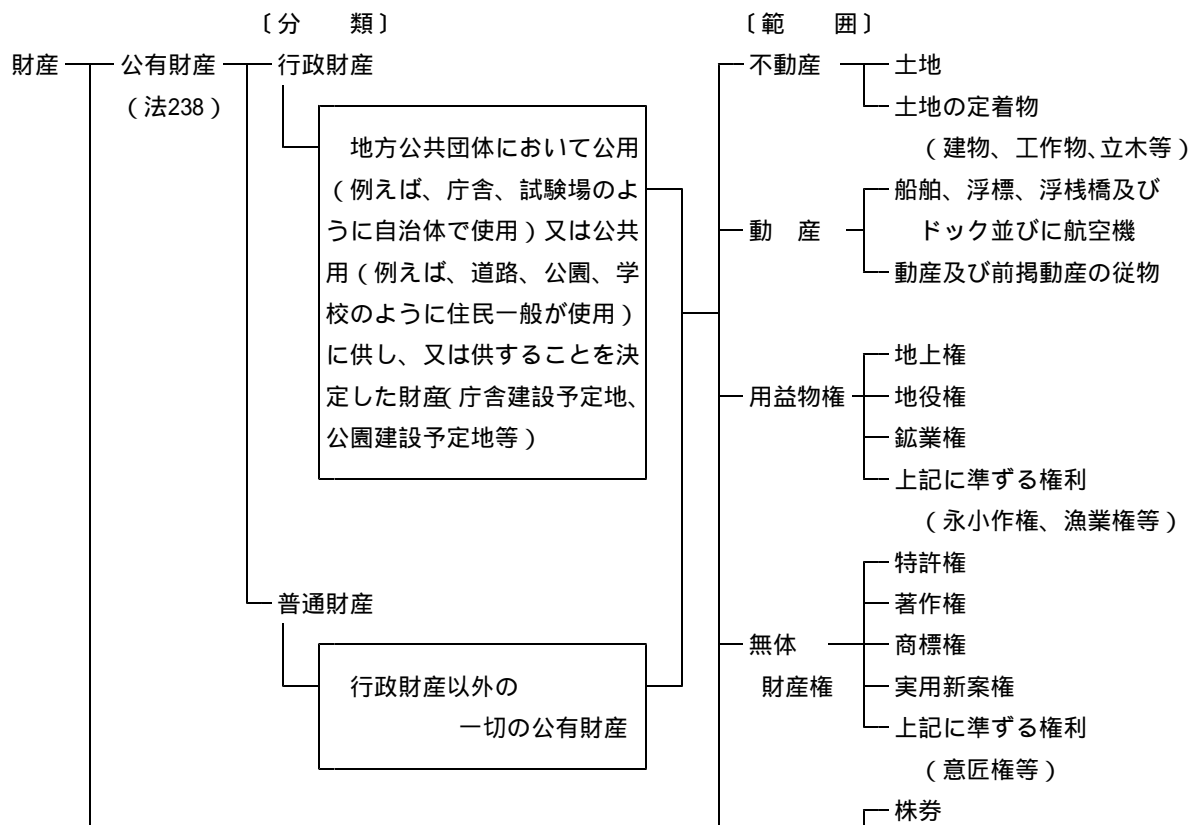
訳	生活環境局	(0) 4			(0) 1			(2) 5	( 2) 10	(2) 3	
	商工労働部	(0) 1	(2) 2					(0) 2	(2) 5	(5) 7	
	農林水産部	(2) 6	(1) 1		(2) 2	(2) 2		(0) 1	(4) 4	(11) 16	(212) 213
	県土整備部	(1) 1							(2) 2	(3) 3	( 0) 29
企業局				(1) 1	(1) 1	(4) 4	(7) 7	(13) 13	(7) 7		
病院局	(2) 2			(1) 1	(2) 2		(5) 5	(10) 10	( 6) 75		
教育委員会	( 6) 10	(14) 27	(0) 1	( 6) 17	(9) 9	(2) 2	(6) 6	(26) 26	(69) 98	( 318) 2,112	
警察本部	( 3) 21		(0) 9		(1) 1	(0) 4		(1) 2	( 5) 37	(0) 3	
合 計	( 37) 118	(26) 39	( 8) 40	( 9) 20	(27) 29	(17) 31	(18) 19	(72) 83	(214) 379	( 603) 2,640	

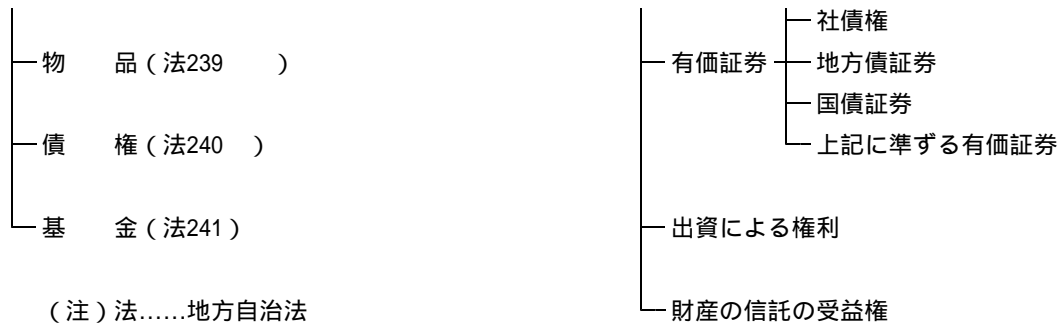
注1 ( )は内数で全額免除の件数

2 総合事務所は総務部で計上

3 「その他」の主なものは、郵便ポスト、公衆電話、理容室、消火栓、防火水槽、三角点等である。

参考2 財産（法237）の分類及び範囲





### 参考3 用語集

公有財産（地方自治法（以下「法」という。）第238条第1項）

県、市町村などの地方公共団体が所有する土地、建物などの財産をいう。

行政財産（法第238条第4項）

地方公共団体において公用（直接使用）又は公共用（住民の利用）に供している財産をいう。

普通財産（法第238条第4項）

公用又は公共用の用途を終えた財産であり、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

公用に供する財産（公用財産）

普通地方公共団体が、その事務又は事業を執行するために、直接使用することを本来の目的とする公有財産をいう。（庁舎、試験場等）

公共用に供する財産（公共用財産）

住民の一般的利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいう。（道路、公園、学校、図書館、博物館、体育館等）

行政財産の使用許可（法238条の4第7項）

行政財産は、本来の用途又は目的に沿って使用することが原則であるが、本来の用途又は目的を妨げない限度で使用を許可することができることになっている。

行政財産使用料の減免

行政財産の用途又は目的外の使用の対価として、鳥取県行政財産使用料条例（以下「条例」という。）の定めるところに従い、使用許可を受けた者から使用料を徴収することができるが（法225条）、特別の理由があるときに、条例及び規則（鳥取県公有財産事務取扱規則）で定めるところにより、使用料を軽減又は免除することをいう。

基準額

土地の使用許可における使用料算定の基礎となる金額のことで、使用する土地の1平方メートル当たりの単価に100分の4を乗じて得た額をいう。

固定資産税仮評価額

国が定めた「固定資産評価基準」に基づいて、市町村が決定し、固定資産台帳に登録してある土地や建物の評価額を「固定資産評価額」というが、固定資産税が課税されていない県の土地等について、市町村が仮に評価した額をいう。

データベース

たくさんの情報を、様々な目的を考慮して蓄積・整理整頓し、パソコン等で簡単に利用するための仕組みをいう。情報（*Data*）の基地（*Base*）の意。

冷暖房加算

行政財産である建物を使用許可した場合において、冷房又は暖房を使用したときにかかる使用料の加算額（使用料の35%）をいう。

公共団体

法律により設置された公法人であり、現在わが国における公共団体は、次の3種に大別される。

第一は地方公共団体で、普通地方公共団体である都道府県及び市町村並びに特別地方公共団体である、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団がこれに属する。

第二は公共組合で、土地改良区、水害予防組合、土地区画整理組合、健康保険組合、国民健康保険組合、農業共済組合等がこれに属する。

第三は営造物法人で、下水道事業団、国民生活金融公庫等がこれに属する。

#### 地方公共団体

都道府県や市町村のように、国の領土の一部である一定の地域を基盤とし、その地域内における住民を構成員として、その地域内における行政を行うために、憲法・法律が定めた自治権を行使することを目的とする法人をいう。

#### 土地改良区

一定の地域内の農業用排水施設及び農業用道路等の新設・管理・区画整理、農用地の造成埋立て・干拓、農用地等の災害復旧等の土地改良事業の施行を目的として、土地改良法（昭和24年法律第195号）の定めるところにより、都道府県知事の認可を受け設立される法人をいう。

#### 便宜の供与

相手が欲する物品や利益などについて特別な計らいを与えることをいう。

#### 職員の厚生福利団体

県職員の厚生福利団体としては、地方職員共済組合鳥取県支部や地方公務員災害補償基金鳥取県支部等がある。一般的には、「厚生」とは人々の生活を健康で豊かなものにすること、「福利」とは幸福と利益のことをいう。

#### 基本財産

公益法人(営利を目的とせず、公益すなわち社会一般の利益となる事業を行うことを目的とする法人であり、民法第34条に定める社団法人又は財団法人をいう。)の存立の基盤として法人が保有している財産(定期預金、国債・地方債、建物、土地等)のことをいうが、定期預金や国債・地方債の場合は、その運用益が法人の事業活動や運営のための資金となっている。